御前崎市

下水道事業経営戦略

(令和3年度~令和12年度)



御前崎市上下水道課

はじめに



御前崎市の下水道事業は、平成3年に農業集落排水事業、 平成7年に公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業の 供用を開始して以来、快適な生活環境の確保や河川などの水 環境を保全するため、下水道の普及に努めてまいりました。

現在、処理区域内の整備はおおむね完了しており、市民 生活にとって欠かせないライフラインとなっております。

今後の下水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水意 識の向上に伴う料金収入の減少、施設や設備の老朽化に伴 う更新事業が増大するなど経営環境は厳しさが増してまい ります。

このような状況の中、当市では令和元年度より地方公営企業法を適用し、経営の健全化に向け一歩を踏み出したところであります。今後もきれいな水を守る生活環境の整備を継続していくためには、事業の一層の効率化と経営基盤の強化を図らなければなりません。そのため下水道事業の現状と課題を把握するとともに、将来の見通しを分析し、施設や設備に関する投資を試算した投資計画と、その投資計画を実行するための財源確保を示した財政計画からなる今後10年間の「御前崎市下水道事業経営戦略」を策定しました。

今後は、本「経営戦略」に基づき、将来にわたり、安定した継続的な事業経営を図り、 快適な生活環境の整備に努めてまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い いたします。

令和3年3月

御前崎市長 栁澤 重夫

目次

第1章	経営戦略の趣旨	1
1. 経営	戦略策定の目的	1
2. 計画類	期間	1
3. 経営	戦略の位置付け	2
第2章	下水道事業の現状と課題	3
1. 事業	きの概要	3
(1)	下水道事業について	3
(2)	本市の下水道の供用と経緯	4
(3)	行政区域内人口に対する普及率	5
2. 下水	《道事業の状況	7
(1)	行政区域内人口と普及率の実績と見通し	7
(2)	水洗化人口と水洗化率の実績と見通し	8
3. 下水	、道施設及び管渠の状況	8
(1)	下水道施設及び管渠の状況	8
(2)	耐震化の状況	12
(3)	施設の見通し	12
4. 料金	きの状況	13
(1)	現在の使用料体系及び使用料についての考え方	13
(2)	使用料改定の現状	13

5		組織の	伏況 1	.4
6	.	経営の	伏況 1	.5
	((1)	下水道事業の経営状況の経年推移分析1	.5
	((2)	近隣の他団体と比較した経営状況	20
第	3	章 経	営理念と基本方針3	2
1	••	経営理	念 3	32
2	2.	経営の	基本方針 3	3
第	4	章 計	画策定に向けた重要な取組3	4
1		投資計画	ī 3	34
	((1)	投資試算	34
	((2)	目標設定3	36
2	2.	財源計画		37
	((1)	財源確保のための取組の内容	37
	((2)	財源試算4	ŀ1
	((3)	目標設定4	13
3	8.	その他の)重要な取組の内容 4	13
	((1)	委託料4	13
	((2)	修繕費4	13
	((3)	動力費4	13
	((4)	職員給与費	13

第5	章	投資·財政計画(収支計画)	45
第€	6章	投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今	後検討予定
の耳	文組の)概要	49
1	. 投資	資について検討状況等	49
	(1)	広域化・共同化	49
	(2)	民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBO の導入等)	49
	(3)	施設・設備の長寿命化等の投資の平準化	49
	(4)	施設・設備のダウンサイジング	49
2	. 投資	登以外の経費についての検討状況	50
	(1)	委託料	50
	(2)	修繕費	50
	(3)	動力費	50
	(4)	職員給与費	50
	(5)	その他の取組	50
第7	7 章	経営戦略の事後検証・更新等	51
1	. 経言	営戦略の事後検証	51
2	. 計画	画の推進と点検・進捗管理の方法	51

第1章 経営戦略の趣旨

1. 経営戦略策定の目的

御前崎市下水道事業は令和元年度より「地方公営企業法」の適用となりました。 公営企業は独立採算制を基本原則としながら、市民に必要なサービスを提供する役割を果たしており、将来にわたり、その役割を維持していくことが求められています。

しかしながら、近年は人口減少や節水意識の向上に伴う料金収入の減少や、施設 や設備の老朽化に伴う設備投資が増大するなど、その財政状況は厳しさを増して いることから、経営環境の更なる健全化が求められています。

このような中、総務省では、将来にわたって市民サービスを安定的に継続するための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を令和2年度までに策定することを要請しています。

そこで、当市の現状を把握し、将来を見据えた「投資・財政計画」を立て、事業経営の健全化・効率化に取り組み、市民サービスを安定的かつ継続的に提供していくための指針として「御前崎市下水道事業経営戦略」を策定するものです。

また、本経営戦略の策定は将来にわたって安定的に事業を継続していくことを 目的としております。

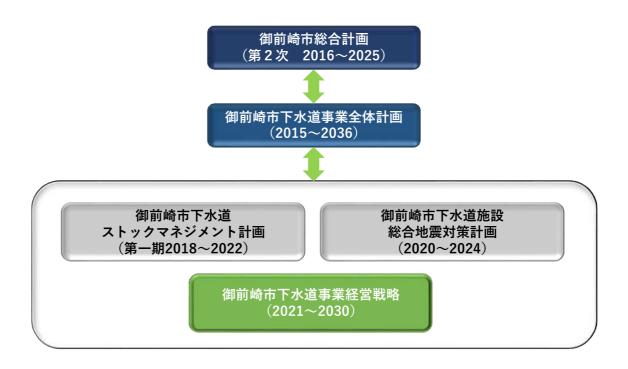
2. 計画期間

総務省が示す「経営戦略策定ガイドライン」における「中長期的な視点から経営 基盤の強化などに取り組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とす る」という考え方に基づき、令和3年度~令和12年度の10年を本戦略の計画期間とします。

3. 経営戦略の位置付け

「御前崎市下水道事業経営戦略」は、本市の最上位計画である「御前崎市総合計画」及び下水道事業の将来の方向性を示す「全体計画」など、下水道事業に係る主要な計画との整合を図りながら、本戦略を策定しています。

【経営戦略の位置付け】



第2章 下水道事業の現状と課題

1. 事業の概要

(1)下水道事業について

下水道法で定める下水道は『下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設(かんがい排水施設を除く)、これに接続して下水を処理するために設けられるポンプ施設その他施設の総体をいう』と定義されています(第2条第2号)。下水道として整備を図るものとしては、「公共下水道」「流域下水道」「都市下水路」の3種類の下水道があり、本市は公共下水道を整備しています。また、下水道法上の下水道と同様に汚水を処理する類似施設として「農業集落排水施設」「合併処理浄化槽、コミュニティ・プラント等」があり、本市は農業集落排水施設、及び合併処理浄化槽を整備しています。

図 2-1-1 下水道の種類 汚水処理施設 法令上の下水道 '公共下水道' 狭義の'公共下水道' 農業集落排水施設 '流域下水道' '特定公共下水道' 合併処理浄化槽、 コミュニティ・プラント等 '都市下水路' '特定環境保全公共下水道'

出所:国土交通省ホームページ 下水道と他の汚水処理施設

汚水処理施設については以下の概念で分類されています。まず都市の中心部は「下水道」で整備し、農村部の集落は「農業集落排水施設」で整備されています。また、人家のまばらな地区は「合併浄化槽」で整備されています(図 2-1-2)。法令上の下水道は、都市の健全な発達や公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全を目的としています。また「農業集落排水」事業については、農業用用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに農村の基礎的な生活環境が向上することを目的としています。

これらの汚水処理施設については、各施設の特徴を活かしつつ、連携して整備・

管理を行うことが重要であり、地域の特性を踏まえ、汚水処理施設全体として、計画的かつ効率的な整備・管理に努める必要があることを国土交通省から求められています。

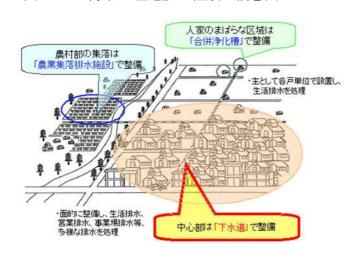


図 2-1-2 汚水処理施設の種類の概念図

出所:国土交通省ホームページ 下水道と他の汚水処理施設

(2) 本市の下水道の供用と経緯

本市の下水道事業は、公共下水道事業(特定環境保全公共下水道事業も含む)と 農業集落排水事業であり、それぞれの実施区域は図 2-1-3 に示すとおりです。

公共下水道事業は、平成7年4月に池新田地区で供用を開始しており、その後 平成11年4月に高松地区で特定環境保全公共下水道事業として供用を開始し、現 在に至っています。

農業集落排水事業は、平成3年9月の佐倉地区での供用に始まり、忍沢地区、下朝比奈地区での供用開始と続き、平成10年代に上朝比奈地区、比木地区、平成18年3月に新野地区の供用を開始し、現在に至っています。

また、下水道事業会計方式については、令和元年度に、それまでの現金主義・単式簿記から発生主義・複式簿記の会計方式に移行することにより、経理内容の明確化・透明性の向上を図っており、地方公営企業法適用による下水道経営の健全化を目指しています。

(3) 行政区域内人口に対する普及率

行政区域内人口に対するそれぞれの普及率は、公共下水道事業が21.13%、特定環境保全公共下水道事業が21.92%、農業集落排水事業が25.58%であり、下水道事業全体では、68.63%となっています。当市では、市町村合併前の旧御前崎町は個人設置型浄化槽の対象地域であることから、このような水準となっています。

一方、各下水道事業での有収率は、公共下水道事業が93.36%、特定環境保全公共下水道事業が93.34%、農業集落排水事業が98.78%となっており、住民の下水道への接続水準が高く不明水の少ない効率的な状況となっています。

本市下水道は、処理区域内の面整備がおおむね完了しており、現在は維持管理を主体とした事業運営の状況にあります。

表 2-1-1 下水道事業の概要

事業名	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	
地 方 公 営 企 業 の 適 用	全部適用(令和元年度より)			
行政区域内人口(人)		32,067		
面 積 (km²)		65.85		
人 口 密 度 (人 /km ²)		486.97		
1か月20m³当たり家庭料金(円:税込)	1,760			
処理区域内人口(人)	6,775	7,029	8,202	
処 理 区 域 面 積 (km ²)	2.91	4.64	3.72	
処理区域内人口密度(人/km²)	2,328.18	1,514.87	2,204.84	
普 及 率 (%)	21.13	21.92	25.58	
有 収 率 (%)	93.36	93.34	98.78	

出所:御前崎市令和元年度決算統計

図 2-1-3 下水道事業実施図



出所:御前崎市下水道実施地区概要図

2. 下水道事業の状況

(1) 行政区域内人口と普及率の実績と見通し

本市の総人口は、国勢調査によれば平成 12 年の 36,059 人¹をピークに直近の平成 27 年調査では 32,578 人と減少傾向にあります。令和 2 年 12 月末時点の総人口は 31,714 人²となっています。本市では、御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略第 1 期御前崎市人口ビジョンにおいて将来人口の目標を令和 7 年時点で 31,275人、令和 17 年時点で 30,005 人と設定しておりますが、減少傾向は今後も継続するものと見られます。

人口増加がなく、下水道整備区域の拡大も想定されないことから、図 2-2-1 のように下水道の普及率は、将来的におおむね横ばいで推移するものと考えられます。

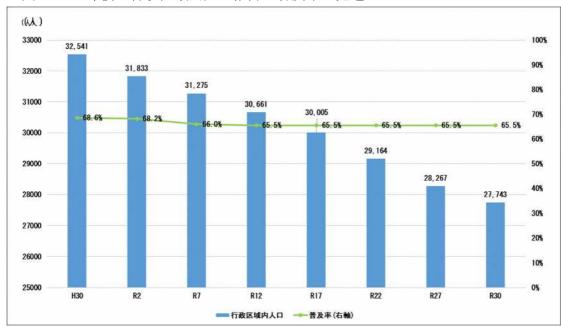


図 2-2-1 今後の行政区域内人口推計と普及率の見通し

出所:御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略第1期(御前崎市人口ビジョン)、 御前崎市推計分析

-

¹ 本市は平成 16 年に御前崎町、浜岡町が合併しており、平成 12 年度の数値は両町の 合算。

² 御前崎市市民課:令和2年人口統計表より

(2) 水洗化人口と水洗化率の実績と見通し

本市の総人口の見通し推移に比例して、処理区域内人口及び水洗化人口は減少が見込まれますが、(1)に記載のとおり下水道の整備区域の拡大も想定されないことから、水洗化率は将来的に95%前後でおおむね一定で推移することが見込まれます。

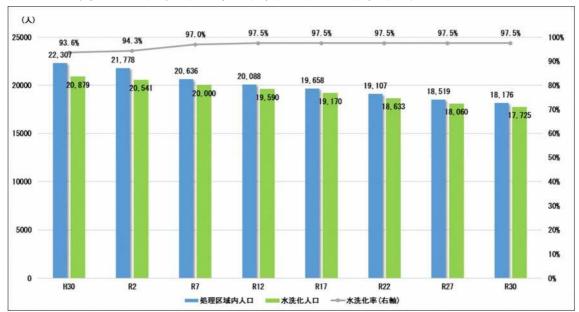


図 2-2-2 今後の処理区域内人口、水洗化人口及び水洗化率の見通し

出所:御前崎市推計分析

3. 下水道施設及び管渠の状況

(1) 下水道施設及び管渠の状況

本市の汚水処理施設は、公共下水道として池新田浄化センター、高松浄化センターの2施設、農業集落排水として佐倉、忍沢、下朝比奈、上朝比奈、比木、新野の6処理施設があり、それぞれの地域特性に応じた汚水処理システムを導入し供用開始しています。その概要は、表2-3-1及び表2-3-2のとおりです。管路延長は公共下水道については131,700m、農業集落排水については132,560mが整備完了となっており、処理場についてもおおむね整備が完了しております。管路の経過年数は、公共下水道については20年前後が中心であり、農業集落排水については30年前後が中心となっています。今後は主に地震対策事業や長寿命化事業を進めて行く方針です。

表 2-3-1 公共下水道の汚水処理施設の概要

施言	设	名	池新田	高松	
種		別	公共下水道	公共下水道	
所 在	地	区	池新田	高松	
敷 地 面	積 (h	a)	1. 75	1. 79	
都 市 計	画決	定	平成3年3月	平成5年9月	
下 水 道	法認 認	可	平成3年9月	平成6年11月	
処 理 均	易 着	手	平成4年度	平成7年度	
供 用	開	始	平成7年4月	平成11年4月	
完		7	令和4年原	度末予定	
水 処 耳	里 方	法	オキシデーションディッチ		
汚 泥 処	理方	法	濃縮■脱水	オゾン減量■濃縮	
放		先	新野川	西村川	
	日平均(m)		4, 900	1, 600	
計画下水量	日最大(m)		5, 900	1, 900	
	時間最大(n)	8, 500	2, 800	
流入水質	BOD (m/2)		210	180	
派入小貝	SS(m/2)		200	180	
BOD (m/2)			15	15	
放流水質 SS(m/2)			20	20	
処 理 面	積 (h	a)	517. 1	159	
処理 人 [口 (人)	9, 815	2, 910	
管 路 延	E 長(I	n)	93, 200	38, 500	
施 設 整	備 率 (%)	100. 00%	100. 00%	
世帯供	用率(%)	89. 90%	89. 70%	

出所:御前崎市の下水道整備状況(令和元年度末)

池新田浄化センター



高松浄化センター



表 2-3-2 農業集落排水の汚水処理施設の概要

施	设 名	佐倉	忍沢	下朝比奈	上朝比奈	比木	新野
種	別	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水	農業集落排水
所 在	地 区	佐倉	佐倉	下朝比奈	上朝比奈	比木	新野
敷 地 面	積 (ha)	0. 24	0. 29	0. 16	0. 25	0. 21	0. 19
都市計	画 決 定	-	4		-		-
下 水 道	法 認 可	昭和63年度	平成元年度	平成3年度	平成6年度	平成7年度	平成10年度
処 理 5	易 着 手	平成2年度	平成3年度	平成5年度	平成10年度	平成14年度	平成16年度
供 用	開 始	平成3年9月2日	平成4年11月5日	平成6年12月1日	平成12年1月11日	平成16年2月26日	平成18年3月3日
完	了	平成4年度	平成5年度	平成7年度	平成14年度	平成17年度	平成18年度
水 処 3	理 方 法	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式	分流式
汚 泥 処	理 方 法	接触ばっ気	回分式活性汚泥	接触ばっ気	回分式活性汚泥	回分式活性汚泥	回分式活性汚泥
放	充 先	筬川	筬川	新野川	朝比奈川	筬川	新野川
	日平均(m)	411	950	424	524	643	594
計画下水量	日最大(m)	502	1, 145	518	640	785	736
	時間最大(m)	-	4		-		-
流入水質	BOD (m/2)	200	200	200	200	200	200
灬八小 貝	SS(m/2)	200	200	200	200	200	200
放流水質	BOD (m/2)	20	20	20	20	20	20
瓜	SS(m/2)	50	50	50	50	50	50
処 理 面	積 (ha)						
処理人[口 (人)	1, 313	1, 807	960	1, 068	1, 612	1, 442
管 路 延	<u>E</u> 長 (m)	10, 679	19, 339	16, 917	24, 334	35, 911	25, 380
施設整	備率(%)	100. 00%	100.00%	100. 00%	100.00%	100.00%	100.00%
世帯供	用 率 (%)	96. 60%	98. 30%	97. 50%	98. 20%	92. 30%	90. 90%

出所:御前崎市の下水道整備状況(令和元年度末)

佐倉処理施設



忍沢処理施設



下朝比奈処理施設



上朝比奈処理施設



比木処理施設



新野処理施設



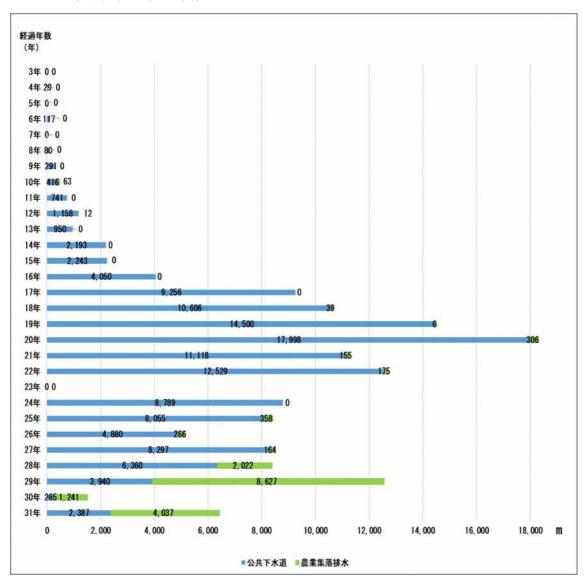


図 2-3-1 管路延長と経過年数

出所:御前崎市管路管理台帳

≪関連指標の推移≫

以下の表 2-3-3 のとおり、本市の下水道施設の利用率はおおむね高い水準にあります。 表 2-3-3 施設利用率

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
公共下水道	64.09%	66.06%	65.75%	66.03%	64.89%
特定環境保全	52.35%	53.96%	53.65%	53.15%	52.46%
農業集落排水	58.69%	63.56%	63.34%	62.21%	60.83%

出所:総務省 経営比較分析表(御前崎市)

(2) 耐震化の状況

表 2-3-4 のとおり、地震時において下水道が有すべき機能維持の重要性や緊急性から、耐震性の向上を図るべき管路施設について耐震化を実施することにより、下水道としての基本的機能の確保を図ること、同時に長寿命化対策を実施することにより、浄化センター等の施設の延命化及びライフサイクルコストの縮減を図ることを目的として整備を進めています。

事業実施期間 (年度) 全体事業費 事業内容 要素となる事業名 (事業箇所) (延長*面積等) 平成24 平成25 平成26 平成27 平成28 平成29 平成30 (百万円) 浮上防止173箇所, 可とう 汚水改築 池新田処理区管路耐震化 158.1 管化85箇所 汚水新設 マンホールトイレ(地震対策) 下部構造物10基設置 9. 9 池新田・高松浄化センター耐震化 (地 水処理 汚泥処理改築 13. 7 耐震診断·耐震化 汚水改築 下水道総合地震対策関連計画策定 総合地震対策·津波対策 11. 2 水処理 汚泥処理改築 池新田・高松浄化センター改築・更新 電気設備·機械設備 332. 5 滅災対策 マンホールトイレの設置 上屋10基設置 1.1 新設 計画策定 下水道B C P策定 10.8 水処理汚泥処理改築 池新田・高松浄化センター耐震化 耐震診断·耐震化 54. 8 汚水改築 ストックマネジメント計画策定 ストックマネジメント計画 38. 0 水机理污泥机理改築 池新田*高松浄化センター改築・更新 雷気設備・機械設備 60.4

表 2-3-4 耐震化対策の状況

出所:御前崎市社会資本総合整備計画事後評価結果

今後も計画的に耐震化対策を行い、災害に強い施設整備を進め、更に、ストックマネジメント計画をもとに詳細な施設調査を実施し、緊急性や経済性を検討し効率的な整備を進め施設の延命化及びライフサイクルコストの縮減を図っていきます。

(3) 施設の見通し

本市においては、下水道施設の整備及び管路の敷設については、おおむね完了しています。今後は、既存の下水道施設の耐震化・強靭化に努めて機能維持を図るとともに、農業集落排水事業地区の公共下水道への接続について順次進めて行くことを予定しています。

4. 料金の状況

(1) 現在の使用料体系及び使用料についての考え方

下水道は、住民生活や社会経済活動に欠くことのできないライフラインであり、 安定的な稼働とともに、快適な生活環境を確保するなど質の高いサービスを提供 し続け、将来にわたって持続可能な事業経営を行い、住民に信頼される安心・安全 な下水道事業を確立する必要があります。

下水道事業の収入の根幹である下水道使用料は、企業経営の基本原則である「独立採算の原則」「受益者負担の原則」「負担の公平性の確保」の点から、公正妥当なものであり、かつ効率的な経営の下における適正な原価を基礎として、下水道事業の健全な運営を確保しつつ、今後の水需要構造の変化にも対応できるものでなければなりません。

本市の下水道使用料の体系は、下記の表 2-4-1 のとおりであり、基本料金と従量料金との合計額としています。

表 2-4-1 本市の下水道料金体系

(2ヵ月計算) ※消費税込

使用量	料金
20㎡まで	1,760円
20㎡超	上記に使用量1㎡毎に88円を加算

出所:御前崎市下水道料金早見表

(2) 使用料改定の現状

本市は、使用料金を低く抑えており、平成 16 年の旧榛原郡御前崎町、旧小笠郡 浜岡町が合併し、御前崎市として市制が施行された以降についても料金改定をし ないまま現在に至っています。

そのため、維持管理費を料金収入で賄えておらず、一般会計繰入金に依存した不健全な経営状況であり、このままでは図 2-4-1 のとおり、将来的にも経営改善は見込めない状況です。

今後は、下水道事業の健全な運営を確保しつつ、質の高いサービスを持続的に提供し続けることができるように下水道使用料の見直しを検討していく必要があります。

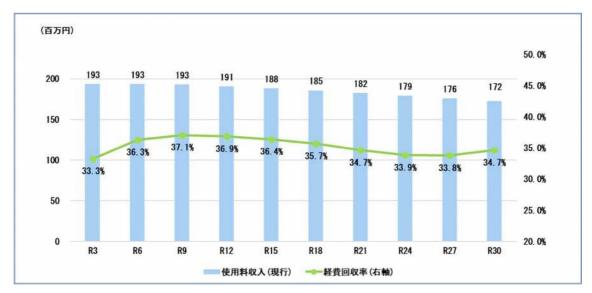


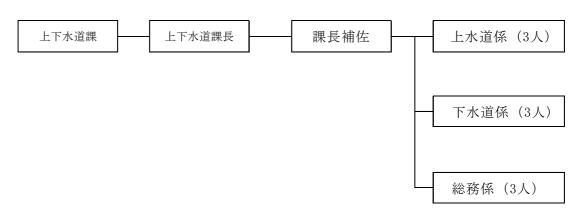
図 2-4-1 使用料収入と経費回収率の見通し

出所:御前崎市決算書、御前崎市推計分析

5. 組織の状況

本市の組織図は図 2-5-1 のとおりです。平成 29 年度の機構改革により、水道課と環境下水道課の下水道係が統合し、上下水道課になりました。当初、職員数は 12 人でしたが、令和 2 年度に 1 人減少し 11 人となりました。下水道事業については下水道係 3 人、総務係 2 人で対応しています。今後も必要に応じて適正人員の見直しを検討していきます。

図 2-5-1 御前崎市上下水道組織図(令和 2 年 4 月 1 日現在)



出所:御前崎市下水道事業資料

6. 経営の状況

(1) 下水道事業の経営状況の経年推移分析

① 経営の健全性・効率性について

本市の下水道事業である公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業 集落排水事業のいずれにおいても処理区域内の面整備がおおむね完了しており、 現在は維持管理を主体とした事業運営の状況にあります。

経営面をみると、類似団体³に比べ使用料金を低く抑えているため、維持管理費を使用料収入で賄えておらず、一般会計繰入金に依存した不健全な経営状況にあります。

なお、下図の平成30年度について全体的に前年度と差がある項目については、 企業会計移行における打ち切り決算が影響しているものです。

i 収益的収支比率

収益的収支比率は、料金収入や一般会計からの繰入金などの総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表わします。収益的収支比率が100%を下回っているため、使用料の適正化を図る必要があります。

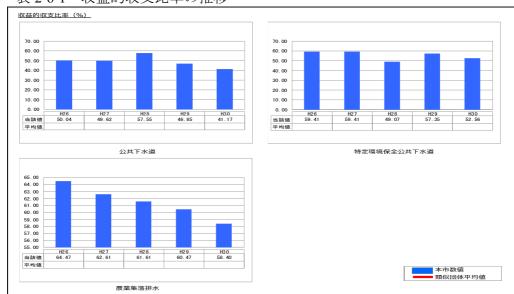


表 2-6-1 収益的収支比率の推移

出所:総務省 経営比較分析表(御前崎市)

³以下により類型化された総務省の区分による。

公共下水道事業・・・処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度別区分、供用開始後年 数別区分により類型化

公共下水道事業以外の事業・・・供用開始後年数により類型化

ii 経費回収率

経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表わします。経費回収率は、使用料収入と汚水処理費の増減により変動しています。類似団体に比べ、使用料金を低く抑えているため、全体的に経費回収率は低くなっています。

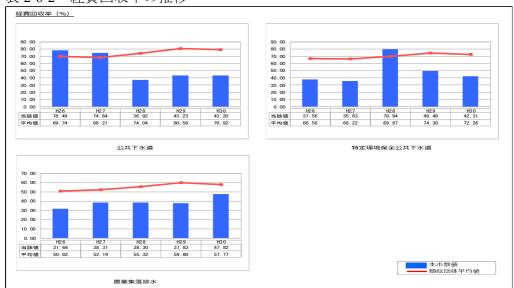


表 2-6-2 経費回収率の推移

出所:総務省 経営比較分析表(御前崎市)

iii 汚水処理原価

汚水処理原価は、有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水 資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表わします。 汚水処理原価も経費回収率と同様に、使用料収入と汚水処理費の増減により変 動しています。本市は類似団体に比べ低い状況で推移しています。

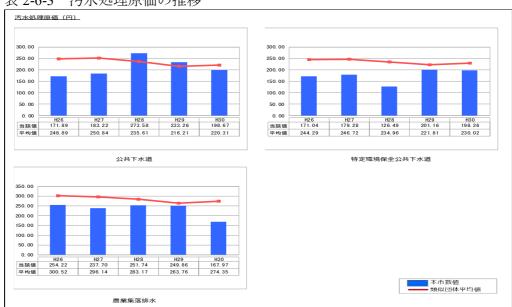


表 2-6-3 汚水処理原価の推移

出所:総務省 経営比較分析表(御前崎市)

iv 水洗化率

下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの人が実際に下 水道に接続しているかを示すものです。

本市は類似団体に比べ、高い状況で推移しています。

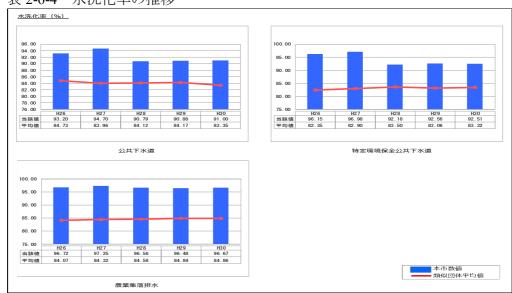


表 2-6-4 水洗化率の推移

出所:総務省 経営比較分析表(御前崎市)

v 施設利用率

施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。本市は類似団体に比べ、おおむね高い状況で推移しています。

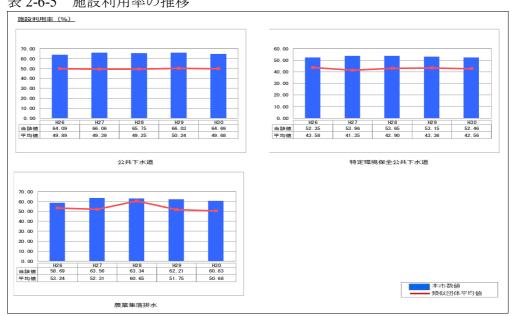


表 2-6-5 施設利用率の推移

出所:総務省 経営比較分析表(御前崎市)

② 施設の老朽化の状況について

現在、管路更新実績はありませんが、今後はストックマネジメント計画に沿った効率的な維持管理に努めてまいります。

③ その他

i 企業債残高対事業規模比率

料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表わします。平成 27 年度より一般会計繰入金を反映させたため数値がゼロとなっています。

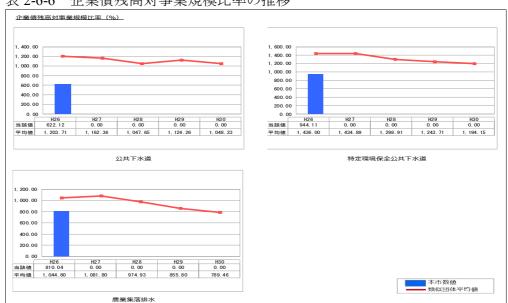


表 2-6-6 企業債残高対事業規模比率の推移

出所:総務省 経営比較分析表(御前崎市)

④ 全体総括

使用料金を低く抑えているため、維持管理費を使用料収入で賄えておらず、一般会計繰入金に依存した不健全な経営状況にあります。そのため、使用料金の見直しの検討だけでなく、その効果や導入時期までも見極めた施策を実施し、一般会計からの補てんに過度に頼ることのない経営、すなわち独立採算の原則を意識した企業経営に留意することが重要です。

なお本市では平成31年4月からの公営企業会計への移行を実施し、独立採算の原則を踏まえ経営改善及び管理推進体制を整備しています。

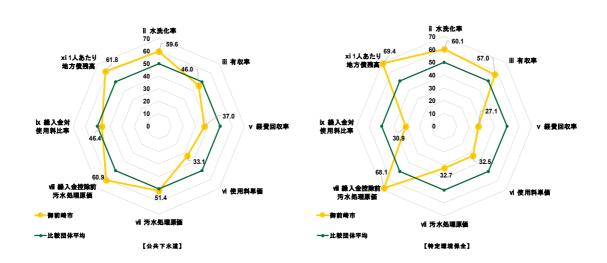
(2) 近隣の他団体と比較した経営状況

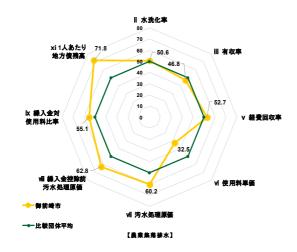
本市と近隣の他団体(以下、比較団体)との経営状況を比較しました。比較団体については、静岡県内の島田市、磐田市、掛川市、袋井市、吉田町、森町の6団体を選定し、比較分析しました。なお、特定環境保全及び農業集落排水については島田市、吉田町、森町を除く、3団体の比較となっています。また、最新の他団体比較が可能な資料は平成30年度の総務省公営企業年鑑、及び2018年地方公営企業決算状況調査ですが、平成30年度時点では公営企業非適用団体であったため、公営企業非適用団体と比較しています。

① 主な経営指標による比較

表 2-6-7 は本市と比較団体における主な経営指標を偏差値⁴で表し、比較したものです。本市の現状は、比較団体平均に対して、水洗化率、繰入金控除前汚水処理原価、1人当たり地方債残高について良好な状況にあります。一方、使用料単価、経費回収率は比較団体と比較して低くなっているので、改善策を講じる必要があります。

表 2-6-7 主な経営指標の比較(偏差値)





出所:総務省 「平成30年度地方公営企業年鑑」「2018年地方公営企業決算状況調査」

⁴ 偏差値は類似団体平均を基準としており、高いほど良い状態を表す。チャート上の差異は偏差値の差異であり、絶対値とは異なる。

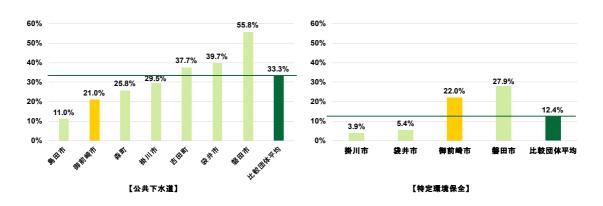
② 経営指標詳細について比較団体分析

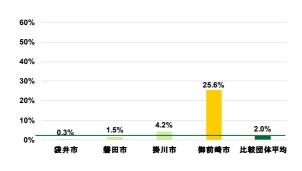
i 普及率

普及率 (%) =処理区画内人口÷行政人口×100

普及率は、行政人口に対する下水道が利用できる地域の人口の割合を表した 指標です。本市の公共下水道は比較団体平均よりも低く、特定環境保全及び農 業集落排水は比較団体平均よりも高い水準にあります。

表 2-6-8 普及率の比較





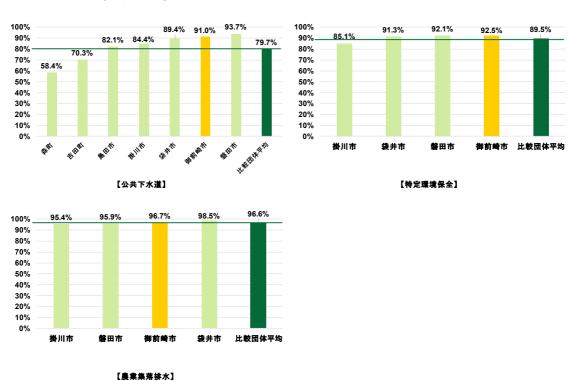
【農業集落排水】

出所:総務省 「平成30年度地方公営企業年鑑」

ii 水洗化率

水洗化率(%) =現在水洗トイレ設置済人口÷現在処理区域内人口×100 水洗化率は、下水道を利用できる地区に住んでいる人のうち、どれくらいの 人が実際に下水道に接続しているかを表した指標です。本市の水洗化率は比較 団体平均よりも高く、料金収入につながる状況にあります。

表 2-6-9 水洗化率の比較



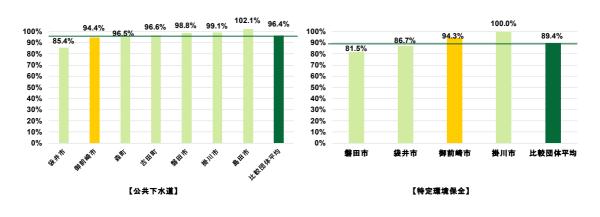
出所:総務省 「平成30年度地方公営企業年鑑」

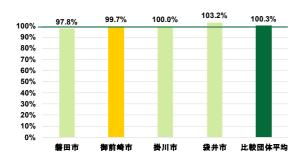
iii 有収率

有収率(%)=年間有収水量÷年間総処理水量×100

有収率は、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。この数値が 100%に近づくほど施設の稼働状況が収益に反映されているといえます。すなわち健全な経営を行えるだけの収益性が確保されているかを示すものです。本市は公共下水道、農業集落排水は比較団体平均よりも低く、特定環境保全は比較団体平均よりも高い水準にありますが、おおむね94%以上を示しており収益につながっているといえます。

表 2-6-10 有収率の比較





【農業集落排水】

出所:総務省 「平成30年度地方公営企業年鑑」

iv 管渠改善率

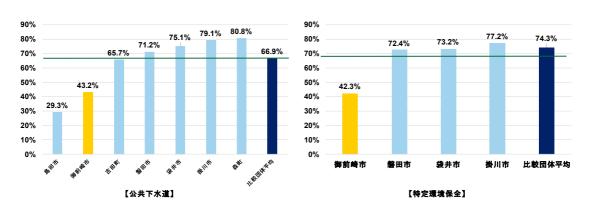
本市の管渠改善率はありません。

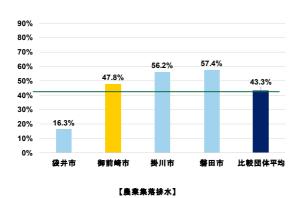
v 経費回収率

経費回収率(%) =下水道使用料÷汚水処理費(公費負担分を除く)×100 経費回収率は、使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているか を表します。この回収率が高いほど料金の収益性が良く、100%を下回ってい る場合は、汚水処理にかかる費用を使用料収入以外で賄っている状態を示しま す。また経費回収率は、使用料収入と汚水処理費の増減により変動しています。 この指標も、健全な経営を行えるだけの収益性が確保されているかを示す指標 になります。

使用料金を低く抑えているため、特に公共下水道及び特定環境保全について 比較団体平均よりも低い水準にあります。

表 2-6-11 経費回収率の比較





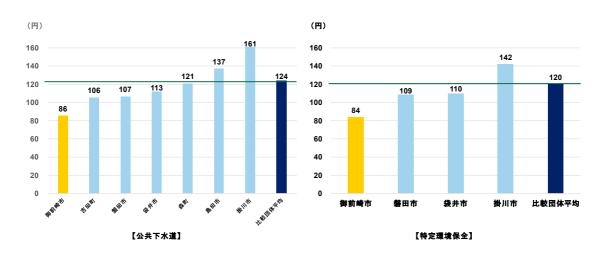
出所:総務省 「平成30年度地方公営企業年鑑」

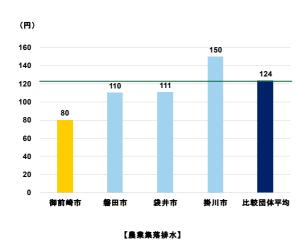
vi 使用料単価

使用料単価(円/m³)=下水道使用料÷年間有収水量

使用料単価は有収水量1㎡あたりの使用料収入を表した指標です。この指標 も、健全な経営を行えるだけの収益性が確保されているかを示す指標になりま す。本市の使用料単価は比較団体平均よりも低い水準にあります。また、比較 団体の中でも最も低く改善の必要性があるといえます。

表 2-6-12 使用料単価の比較





出所:総務省 「平成30年度地方公営企業年鑑」「2018年地方公営企業決算状況調査」

vii 汚水処理原価

汚水処理原価(円/㎡) =汚水処理費(公費負担分除く)÷年間有収水量 汚水処理原価は、有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水 資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表わします。 事業環境に依存するため明確な数値基準はありませんが、比較団体と比較して 数値が高ければ、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収 水量を増加させる取組といった経営改善が必要になります。この数値も収益性 を示す指標であり、健全な経営が行えるだけの収益性が確保されているかが分 かります。

本市の汚水処理原価は特定環境保全において比較団体の中では中水準にありますが、公共下水道及び農業集落排水は低い水準にあり、比較団体の中では良好といえます。

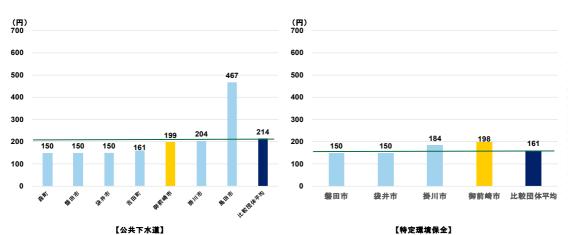
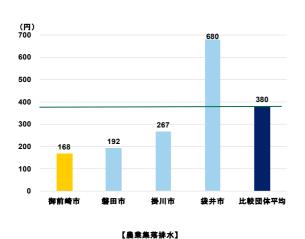


表 2-6-13 汚水処理原価の比較



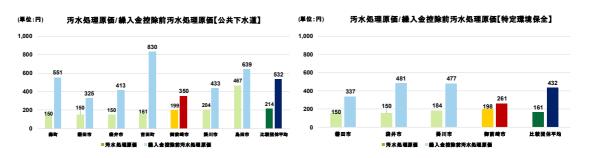
出所:総務省 「平成30年度地方公営企業年鑑」「2018年地方公営企業決算状況調査」

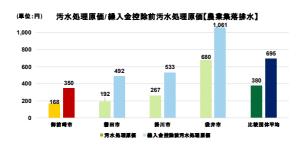
viii 繰入金控除前汚水処理原価

繰入金控除前汚水処理原価(円/㎡) =汚水処理費(繰入金控除前)÷年間有収水量 繰入金控除前汚水処理原価は、有収水量1㎡あたりの汚水処理に要した費用 であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストに ついて繰入金を控除する前の数値を表わします。事業環境に依存するため明確 な数値基準はありませんが、比較団体と比較して数値が高ければ、投資の効率 化や維持管理費の削減、接続率の向上による有収水量を増加させる取組といっ た経営改善が必要になります。この数値も収益性を示す指標であり、健全な経 営が行えるだけの収益性が確保されているかが分かります。

繰入金控除前汚水処理原価は比較団体平均よりも低い水準にあり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストが低く、経営努力をしているといえます。

表 2-6-14 繰入金控除前汚水処理原価の比較





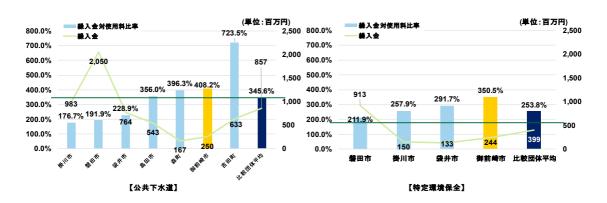
出所:総務省 「平成30年度地方公営企業年鑑」「2018年地方公営企業決算状況調査」

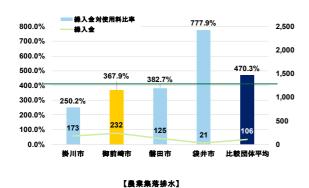
ix 繰入金対使用料比率

繰入金対使用料比率 (%) = 繰入金÷料金収入×100

使用料収入に対する一般会計繰入金の合計を表す指標になります。一般的に数値が高い場合は、一般会計繰入金に依存している割合が高いことを示します。本市の繰入金対使用料割合は公共下水道、特定環境保全ともに比較団体平均よりも高い水準にあります。使用料収入が低いため、一般会計繰入金への依存は高いことが分かります。

表 2-6-15 繰入金対使用料比率の比較





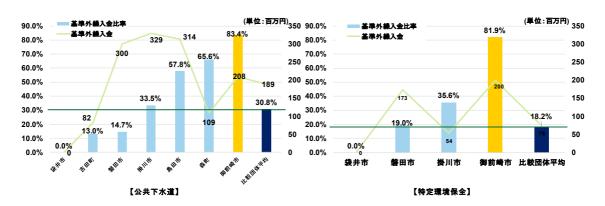
出所:総務省 「平成30年度地方公営企業年鑑」「2018年地方公営企業決算状況調査」

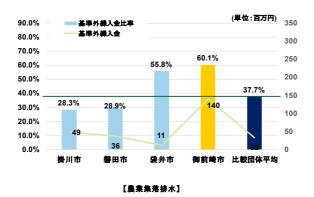
x 基準外繰入金比率

基準外繰入金比率 (%) =基準外繰入金÷繰入金×100

基準外繰入金比率は繰入金に占める基準外繰入金の占める割合です。本市の 基準外繰入金は比較団体平均よりも高い水準にあり、比較団体の中で最も高い 水準になっています。基準内の繰入金では不足し、多くの基準外繰入金を繰り 入れている状況にあります。

表 2-6-16 基準外繰入金比率の比較





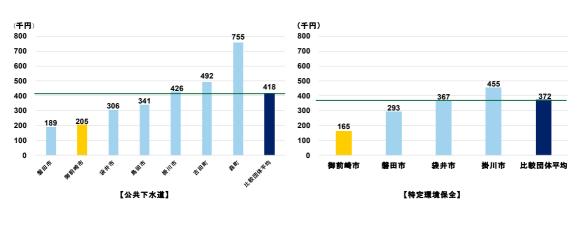
出所:総務省 「平成30年度地方公営企業年鑑」「2018年地方公営企業決算状況調査」

xi 1人当たり地方債残高

1人当たり地方債残高(千円/人)=地方債残高÷現在処理区域内人口

現在処理区域内の1人当たりの地方債の負担額を示す指標です。数値が高い場合は、地方債残高が高いことを示し、将来世代に負担を残していることになります。本市の1人当たり地方債残高は比較団体平均よりも低く、比較団体の中でも最も低い水準にあるため、将来世代に過大な負担を残していないことが分かります。

表 2-6-17 1人当たり企業債残高の比較





出所:総務省 「平成30年度地方公営企業年鑑」「2018年地方公営企業決算状況調査」

第3章 経営理念と基本方針

1. 経営理念

本市では「子どもたちの 夢と希望があふれるまち 御前崎」をスローガンに 2016 年から 2025 年の 10 ヵ年計画として「第 2 次御前崎市総合計画」を策定しています。本市の総合計画では 6 つの分野毎に基本目標を掲げており、下水道事業に関する関連目標として、暮らしや環境に関する分野目標「美しい自然を次世代へ引き継ぐ安全・安心なまち」を掲げています。この基本目標では、本市の豊かな自然環境の保全と、生活排水対策や公害対策などにより快適な生活環境の整備を積極的に進め、次の世代も環境の恵みを受け取ることができるように環境整備を推進することとしています。またこれらを推進するため、政策として「快適な生活環境の整備」を掲げ、施策として「きれいな水を守る生活環境の整備」を行います。本施策の方針としては、快適な生活環境の確保や河川などの水環境を保全するため、地域にあった生活排水処理対策を推進するだけでなく、下水道施設の統合や長寿命化を図るとともに、地震、津波などの災害に関する総合的、計画的な対策を推進していきます。

下水道事業では本施策を下水道事業の経営理念と読み替え、以下の4つの基本方針と定めます。

図 3-1 下水道事業の経営理念と基本方針

経営理念 きれいな水を守る生活環境の整備 基本方針 1. 生活排水による水質汚濁防止対策の推進 2. 下水道事業健全化の促進 3. 自然災害に強い下水道施設の整備 4. 下水道施設の長寿命化整備

出所:第2次御前崎市総合計画

2. 経営の基本方針

本市の下水道事業の基本方針として次の4つの方針で進める予定です。

【基本方針1】生活排水による水質汚濁防止対策の推進

・下水道への接続を積極的に促進し、生活排水による河川や海域の水質汚濁防 止につなげるとともに、市民が快適に生活できる環境づくりを推進します。

【基本方針 2】下水道事業健全化の促進

・御前崎市下水道事業経営戦略(2021~2030)に基づき、将来にわたり、安定 した継続的な事業運営を行っていくため、事業の効率化や使用料金の適正化 を進め、下水道事業の健全化を目指します。また、令和元年度より公営企業 会計に移行したことから、財政状況の明確化・透明性の向上を図るとともに、 独立採算の原則を意識した企業経営に留意していきます。

【基本方針3】自然災害に強い下水道施設の整備

・下水道は生活において必要不可欠な施設であるため、災害においても下水道 の機能を保持できるよう、浄化センターや管路施設について地震対策や津波 浸水対策を推進します。

【基本方針 4】下水道施設の長寿命化整備

・下水道施設の長寿命化を実施することにより、設備の延命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

第4章 計画策定に向けた重要な取組

1. 投資計画

(1) 投資試算

① 施設・管路に関する主要な取組の内容

住民のために下水道サービスを将来にわたって安定的・継続的に提供し続けるためには、下水道施設の汚水処理機能を維持していく必要があります。そのため、ストックマネジメント計画に基づく下水道施設・管路の計画的な点検・調査及び修繕・改築等の維持管理を実施します。

i 包括的民間委託履行監視

本市は、効率的な下水道事業経営のために最少の職員配置の下で実施しており、 民間に委託可能な業務については民間へシフトしています。包括的に民間委託し た処理場施設の適切な運営履行に対する監視として、計画期間内に要する金額を 8,180 万円と試算しています。

ii 下水処理施設 (STP)·管路修繕改築

各設備について、耐用年数の他に劣化状況も踏まえ、総合的な観点から判断し、 効率的・効果的な改築を実施します。また、今後の人口減少により汚水量の減少 が見込まれるため、改築の際には、機器の能力の適切性を判断し、合理化やダウ ンサイジングの検討を行います。

また、本市の管路は、最も古いもので経過年数が30年程度であり、今後10年間において大規模な更新工事等は見込まれません。今後は、増加する見通しである老朽管について、計画的な調査・点検を行い、効率的な管路の改築・修繕を実施していきます。

計画期間内のこれらに要する金額は、2億9,660万円と試算しています。

iii 忍沢地区農業集落排水廃止、公共下水道接続

農業集落排水事業・佐倉地区の一部については、忍沢処理施設にて汚水処理を 行っていますが、公共下水道事業・池新田地区と隣接しており、処理施設の老朽 化、処理能力、下水道施設の効率的な維持管理を鑑み、令和7年度から令和9年 度にかけて公共下水道との接続を行い、公共下水道事業へ統合することを計画しています。

当該取組に要する金額は、1億8,990万円と試算しています。

iv 池新田浄化センター機械・電気設備更新

施設の点検・調査において、設備の経過年数や故障の発生状況を確認し、更新の判定となった設備について省エネルギー化・効率化を勘案し、改築を行っていきます。

当該取組に要する金額は、合計で3億1,680万円と試算しています。

v 次期ストックマネジメント計画(設備、管路)

住民のために下水道サービスを将来にわたって安定的に提供し続けるためには、下水道施設の汚水処理機能を維持していく必要があります。そのため、下水道施設・管路の点検・調査及び修繕・改築を計画的に実施していくために令和8年度以降、第二期ストックマネジメント計画を策定・実行する予定です。

当該取組に要する金額は、5億2,000万円と試算しています。

vi 下水処理施設耐震整備事業

令和元年度に見直しを行った BCP (下水道事業 業務継続) 計画に基づき、今後想定される南海トラフによる東海地震等の巨大地震が発生した場合に、被害を最小限にとどめ事業が継続できるように、沿岸地域である池新田・高松の両施設から順次効果的に災害に強い下水道施設の構築を図っていきます。その他、巨大地震等が発生し、避難所を開設した場合に備え、マンホールトイレの整備も進めていきます。

当該取組に要する金額は、合計で3億6,190万円と試算しています。

vii 管路台帳、施設情報システム保守・更新

設備や管路の点検や改築に関する情報を設備台帳として整理の上、情報の共有 及び今後の改築に関する調査・点検にも継続的に活用することで、効率的な施設 管理を実施していきます。

当該取組に要する金額は、2,870万円と試算しています。

② 計画期間内に実施を見込んでいる取組スケジュール 上記①の取組の内容は、以下表 4-1-1 のスケジュール、規模で進めて行く予定です。

表 4-1-1 ストックマネジメント・スケジュール

												(百万円
種別	項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	期間合計
維持管理	包括的民間委託履行監視 (施設情報システム入力含む)											81.8
	STP点検・調査及び修繕・改築											166.4
	管路点検・調査及び修繕・改築											130.2
	忍沢地区公共下水道接続工事											189.9
	遠方監視(公共MP) 改築工事											24.8
ストック	遠方監視(農集施設MP) 改築工事											112.2
マネジメント	池新田浄化センタ― 機械設備改築工事											64.8
	池新田浄化センタ― 高圧受電ケーブル更新工事											7.0
	池新田浄化センタ― 水処理(電気設備)改築工事											164.3
	池新田浄化センタ― 汚泥処理(電気設備)改築工事											80.7
	第二期ストックマネジメント計画 改築工事(設備管路)											520.0
	総合地震対策計画見直U											5.0
地震対策	耐震診断 耐震補強工事 池新田STP											210.0
地层对束	耐震診断 耐震補強工事 高松STP											139.4
	その他											7.5
システム 関連	管路台帳保守・更新 施設情報システムASP保守											28.7
下水道 計画	全体計画·事業計画											36.0
	合計											1,969

出所:御前崎市事業スケジュール

(2) 目標設定

投資計画における目標は以下のとおりとなります。

表 4-1-2 投資計画目標値

	令和 3 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	用語説明 (算式)
施設長寿命化率(%)	5.1	100.0	100.0	対象設備数に対する 長寿命化済の割合
施設耐震化率(%)	30.0	43.0	50.0	耐震化計画施設に対 する耐震化済の割合

(※)施設長寿命化について、令和8年度の目標達成後に対象設備の見直しを行います。

2. 財源計画

(1) 財源確保のための取組の内容

① 使用料収入

第2章4(2)に記載のとおり、本市は平成16年の旧榛原郡御前崎町、旧小笠郡浜岡町が合併し、御前崎市として市制が施行された以降についても料金改定をしないまま現在に至っており、維持管理費を料金収入で賄えていない状況です。このため下表のとおり、一般会計繰入金により不足を充当しています。今後は一般会計繰入金(基準外)に過度に頼ることのないよう経営改善をする必要があります。

表 4-2-1 一般会計繰入金の繰入実績5

(単位:千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実繰入額	656,187	681,714	726,077	825,090
(基準内)	305,435	267,984	302,626	237,240
(基準外)	350,752	413,730	423,451	587,850

出所:御前崎市決算統計 40 繰入金に関する調

仮に一般会計繰入金(基準外)を控除した場合、図 4-2-1 のように下水道事業の資金残高がマイナスとなり、将来的にも改善することは見込めない状況となります。

(基準外):基準内に該当しない経費であり、地方公共団体が任意で経営支援

を行うもの

⁵ 一般会計繰入金(基準内):経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるもの

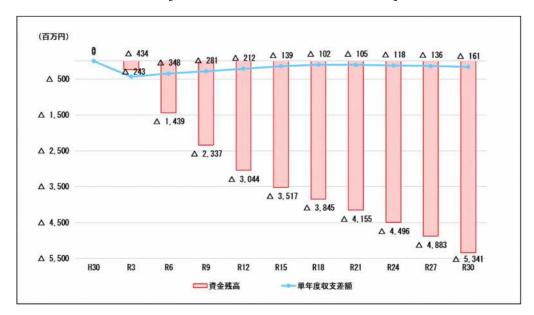


図 4-2-1 資金残高推移[一般会計繰入金(基準外)を控除]

下水道使用料については、総務省から、使用料単価を 150 円/㎡に引き上げることが示されており (総務省 平成 17 年 1 月 21 日全国財政課長・市町村課長合同会議資料)、下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置について、最低限行うべき経営努力として 3,000 円/20 ㎡・月が前提とされています (平成 26 年 8 月 29 日付総務省公営企業課長等通知 (抄)公営企業の経営に当たっての留意事項について)。

これに基づき、下水道使用料を図 4-2-2 のとおり令和 4 年度と令和 7 年度で段階的に 150 円/㎡まで改定すると、経費回収率は、令和 3 年度の 33%から令和 7 年度に 66%まで改善する見込みです。

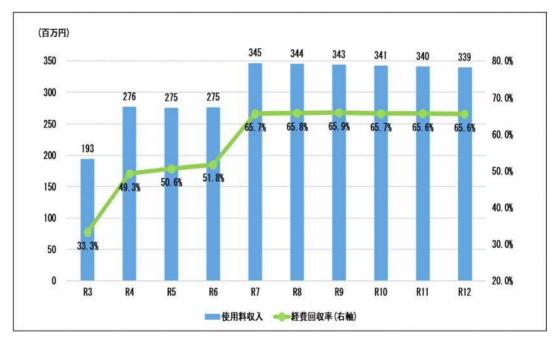


図 4-2-2 使用料収入と経費回収率

経費回収率(%) 100

② 一般会計繰入金

一般会計繰入金については、収支のバランスをとりつつ、過度に依存しない よう適正化に努めます。上記①図 4-2-2「使用料収入と経費回収率」に示すとお り使用料の改定を実施することで、図 4-2-3 のとおり、段階的に減額させていく 計画です。

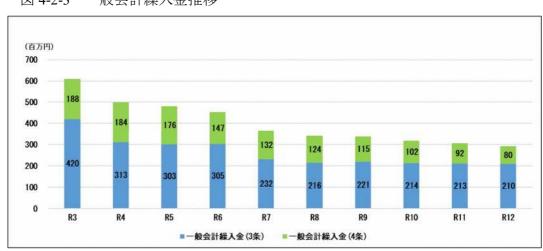


図 4-2-3 一般会計繰入金推移

③ 企業債の発行

企業債については、世代間負担の公平を保ちつつ、将来世代への過度の負担とならないように、効率的な下水道事業の実施にあわせて年間投資額の半分程度と計画的に発行し、残高を圧縮していきます。

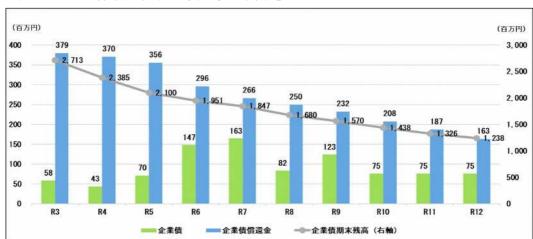


図 4-2-4 企業債の発行と償還、残高推移

(2) 財源試算

① 収益的収支

収益的収支については、安定した事業運営を行っていくため、図 4-2-5 のとおり収支の均衡を図ります。なお、使用料は上記(1)①図 4-2-2 「使用料収入と経費回収率」に示した使用料の改定を含みますが、人口減少により逓減していくものと予想されます。また、使用料のみで総費用(営業費用及び営業外費用)を賄うことができないため、不足分は一般会計繰入金により補てんします。

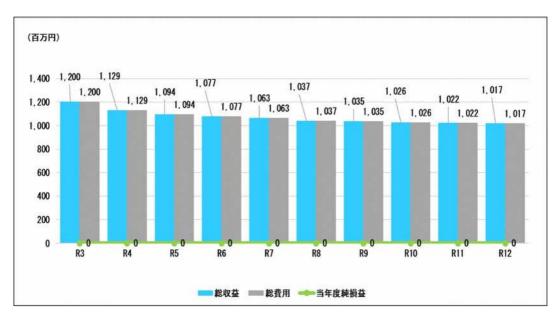


図 4-2-5 収益的収支と当年度純損益の推移

② 資本的収支

資本的収支については、図 4-2-6 のとおり支出が収入を上回り毎年不足額が発生しますが、主に内部留保資金を補てん財源とし不足額を補います。

令和6年度、令和7年度の建設改良費に多額を要するため資本的支出は増加 しますが、その後、企業債の償還と建設改良費の減少により資本的支出は減少 する見込みです。



図 4-2-6 資本的収支と資本的収支不足額の推移

③ 資金残高

健全な下水道事業を運営していくためには、一定の現金を確保しておく必要があります。図 4-2-7 のとおり令和 5 年度まで資金残高は現状を維持しますが、令和 6 年度以降、資本的収支不足額の減少に伴い、資金残高が増加していく見込みです。



図 4-2-7 単年度資金収支差額と資金残高の推移

投資・財政計画においては、当期純損益の均衡および資金残高の黒字の確保を念頭に、投資金額をコントロールするとともに一般会計繰入金を可能な限り 圧縮しつつ安定的な財政運営を行っていきます。

(3) 目標設定

財源計画における目標は以下のとおりとなります。

表 4-2-2 財源計画目標値

	令和 3 年度	令和 8 年度	令和 12 年度	用語説明 (算式)
経常収支比率	100%以上	100%以上	100%以上	_
経費回収率	33%	66%	66%	汚水処理費用のう ち下水道使用料収 入で賄える割合
一般会計繰入金額	608 百万円	339 百万円	290 百万円	_
企業債残高	2,713 百万円	1,680 百万円	1,238 百万円	_

3. その他の重要な取組の内容

その他の重要な取組の内容は次のとおりです。

(1) 委託料

委託料については業務水準を維持しつつ令和 2 年度予算額を増加させないように、そのままの水準で推移させることとしています。

(2) 修繕費

修繕費については、適時適切な対応を行うこととし、前年度実績と当年度予算 の平均値で推移させることとしています。

(3) 動力費

動力費については、効率的な業務運営を行い、令和 2 年度予算額を増加させないように、そのままの水準で推移させることとしています。

(4) 職員給与費

職員給与費については定期的な人事異動を実施することにより、令和 2 年度予算額を増加させないように、そのままの水準で推移させることとしています。

第5章 投資・財政計画(収支計画)

【収益的収支】

収益	盐的川	収支							(単位:千円)
				年	度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	区	分				(R3年度)	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)
			業 収		(A)	196,929	280,359	278,795	279,809
	収	()	金	収	入	193,280	275,599	274,591	275,326
		(2) 受計	七 工 事		(B)	0		0	0
1177	益	(3) ₹		0	他	3,649	4,761	4,205	4,483
収		2. 営	業	外 収		1,003,392	848,540	814,734	797,461
	的	(1) 補		助	金	420,420	312,983	302,580	304,594
			他	会 計 補		420,420	312,983	302,580	304,594
	収		そ	の 他 補		0		0	0
益			期前	受 金	戻 入	578,569	531,154	507,751	488,465
	入	(3) そ		<u>の</u>	他	4,403	4,403	4,403	4,403
		収	入	計	(C)	1,200,321	1,128,899	1,093,530	1,077,270
		1. 営	業	費	用	1,098,147	1,038,655	1,007,467	984,645
	収	(1) 職	員		ラ 費	33,549	33,549	33,549	33,549
的	48		基	本	給	17,261	17,261	17,261	17,261
			退	職給	付 費	0	0	0	0
1	益			その他		16,288	16,288	16,288	16,288
1		(2) 経	_		費	302,042	305,156	303,599	304,377
1177			動	カ	費	25,545	25,545	25,545	25,545
収	的		修	繕	費	29,622	32,735	31,179	31,957
			材	料	費	0	0	0	0
	_		7	の	他	246,875	246,875	246,875	246,875
	支	(3) 減	価	償 🕏	即 費	762,556	699,950	670,319	646,719
支		2. 営	業	外 費		102,174	90,244	86,062	92,625
-	出	(1) 支	払	利	息	61,273	51,751	42,707	35,324
		(2) そ		の	他	40,900	38,493	43,355	57,301
		支	出	計	(D)	1,200,321	1,128,899	1,093,530	1,077,270
	経	常 損	益	(C)-(D		0	0	0	0
特		別		利	益 (F)	0	0	0	0
特		別	損	失	(G)	0	0	0	0
特		別 損	益	(F)-(G	, ,	0	0	0	0
			又は純		(E)+(H)	0	0	0	0
	越				損 金 (I)	65,095	65,095	65,095	65,095
流		動		資	産 (J)	385,013	561,586	736,950	921,867
			う	ち 未	収 金	0		0	0
流		動		<u>負</u>	債 (K)	0	0	0	0
				ち建設改					
			-		借入金				
			う	ち 未	払 金				
累	積	欠損金比2	率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)}$ ×	100)	0%	0%	0%	0%
地資	方財	政法施行令第 金 の	15条第 1 不	L 項により算況 足	^{定した} 額 (L)				
営	業収	又益-受託工	事収益	(A)-(B) (M)	196,929	280,359	278,795	279,809
地資	方全	財政法の	に よる	((L) / (N	4) ×100)	0%	0%	0%	0%
健	全 化	占法 施 行 令 🤅	お 16 条 に	により昇圧	したん				
健解	全 f 消	金の 化法施行規 は 可能	則第6	条に規定 不 足	する 額 (O)				
健事	全 化	<u>可</u> 能 比法施行令第 業	<u>ス 単</u> 第17条 の		した 模 (P)	196,929	280,359	278,795	279,809
健:		素 法第22条により stansaction)算定した	((N) / (0%	0%	0%	0%
資	立	工工	山 伞						

					(単位:千円)
2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
(R7年度)	(R8年度)	(R9年度)	(R10年度)	(R11年度)	(R12年度)
349,555	348,458	347,089	345,750	344,385	343,033
345,211	344,044	342,710	341,354	339,998	338,641
0	0	0	0	0	0
4,344	4,413	4,378	4,396	4,387	4,392
713,647	688,829	687,645	679,914	677,949	673,827
232,039	215,868	220,875	213,638	212,550	210,063
232,039	215,868	220,875	213,638	212,550	210,063
477,205	469.550	462.367	461.974	460.007	459,361
4,403	468,559 4,403	462,367 4,403	461,874 4,403	460,997 4,403	4,403
1,063,201	1,037,287	1,034,734	1,025,664	1,022,334	1,016,860
972,622	965,694	960,111	962,817	963,563	963,120
33,549	33,549	33,549	33,549	33,549	33,549
17,261	17,261	17,261	17,261	17,261	17,261
0	0	0	0	0	0
16,288	16,288	16,288	16,288	16,288	16,288
303,988	304,183	304,086	304,134	304,110	304,122
25,545	25,545	25,545	25,545	25,545	25,545
31,568	31,762	31,665	31,714	31,689	31,702
0	0	0	0	0	0
246,875	246,875	246,875	246,875	246,875	246,875
635,084	627,962	622,476	625,134	625,904	625,449
90,580	71,593	74,623	62,847	58,771	53,740
30,335	25,994	22,059	18,597	15,445	12,833
60,244	45,600	52,565	44,250	43,326	40,908
1,063,201	1,037,287	1,034,734	1,025,664	1,022,334	1,016,860
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
65,095	65,095	65,095	65,095	65,095	65,095
1,109,392	1,283,777	1,466,258	1,643,155	1,821,699	2,001,423
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0%	0%	0%	0%	0%	0%
076	0%	0%	070	070	070
349,555	348,458	347,089	345,750	344,385	343,033
319,555	3 10, 130	317,003	313,730	311,303	3 13,033
0%	0%	0%	0%	0%	0%
	0.70			0,10	0.70
<u> </u>					
349,555	348,458	347,089	345,750	344,385	343,033
0%	0%	0%	0%	0%	0%
L				ı l	

※収支計画の作成に当たっては、令和2年度当初予算をベースに、過去の実績などを基にした一定の条件により算出し ています。この収支計画は、将来の予算編成などを拘束するものではなく、ここに計上された数値は、試算の前提に応 じて変動するものです。

【資本的収支及び他会計繰入金】

資本的収支 (単位:千円)

						(+12:113)
		年 度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
	区	分	(R3年度)	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)
		1. 企 業 債	57,730	42,775	70,375	146,650
	2007	うち資本費平準化債	0	0	0	0
	資	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0
資		3. 他 会 計 補 助 金	188,094	183,691	176,262	146,573
	本	4. 他 会 計 負 担 金	0	0	0	0
		5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0
本		6. 国 (都道府県)補助金	57,730	42,775	70,375	146,650
14	的	7. 固定資産売却代金	0	0	0	0
		8. 工 事 負 担 金	3,000	3,000	3,000	3,000
	収	9. そ の 他	0	0	0	0
的	-1/	計 (A)	306,554	272,241	320,012	442,873
		(A)のうち翌年度へ繰り越さ (B)		0	0	0
	入	れる支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0
122		純 計 (A)-(B) (C)	306,554	272,241	320,012	442,873
収	資	」建設改良費	115,460	85,550	140,750	293,300
		1. 5 8 最	0	0	0	0
	本	2. 企 業 債 償 還 金	379,187	370,383	355,523	296,146
支	的	3. 他会計長期借入返還金	0	0	0	0
^	支	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0
		5. そ の 他	0	0	0	0
	出	計 (D)	494,647	455,933	496,273	589,446
資本	的山	又入額が資本的支出額に (こ)	100.004	102 601	176 262	146 572
不足	e する	額 (D)-(C) (E)	188,094	183,691	176,262	146,573
Ŕ	甫	1. 損益勘定留保資金	374,516	365,715	352,370	347,157
ti	ii ii	2. 利益剰余金処分額	0	0	0	0
1 1		3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0
	オー	4. そ の 他	10,496	7,777	12,795	26,664
₁ 1	京	計 (F)	385,013	373,492	365,165	373,821
补	甫:	填財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0
他	숲		0	0	0	0
企		業 債 残 高 (H)	2,712,878	2,385,270	2,100,122	1,950,627

				年 度				2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
	×		分							(R3年度)	(R4年度)	(R5年度)	(R6年度)
収	益	的	収	支	分					420,420	312,983	302,580	304,594
		う	ち	基	準	内	繰	入	金	226,396	204,033	187,687	161,963
		う	ち	基	準	外	繰	入	金	194,024	108,950	114,894	142,630
資	本	的	収	支	分					188,094	183,691	176,262	146,573
		う	ち	基	準	内	繰	入	金	0	0	0	0
		う	ち	基	準	外	繰	入	聁	188,094	183,691	176,262	146,573
合					計					608,514	496,674	478,842	451,167

(単位:千円)

					(単位:千円)
2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
(R7年度)	(R8年度)	(R9年度)	(R10年度)	(R11年度)	(R12年度)
163,050	82,400	123,050	75,000	75,000	75,000
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
131,654	123,537	114,644	102,318	92,017	79,962
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
163,050	82,400	123,050	75,000	75,000	75,000
0	0	0	0	0	0
3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
0	0	0	0	0	0
460,754	291,337	363,744	255,318	245,017	232,962
0	0	0	0	0	0
460,754	291,337	363,744	255,318	245,017	232,962
326,100	164,800	246,100	150,000	150,000	150,000
0	0	0	0	0	0
266,309	250,073	232,289	207,636	187,035	162,924
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
592,409	414,873	478,389	357,636	337,035	312,924
131,654	123,537	114,644	102,318	92,017	79,962
385,127	442,521	494,075	565,064	641,289	728,996
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
29,645	14,982	22,373	13,636	13,636	13,636
414,773	457,503	516,448	578,700	654,926	742,632
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
1,847,368	1,679,695	1,570,456	1,437,819	1,325,785	1,237,861

(単位:千円)

						(半位、十口)
1	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度
	(R7年度)	(R8年度)	(R9年度)	(R10年度)	(R11年度)	(R12年度)
	232,039	215,868	220,875	213,638	212,550	210,063
	141,718	139,110	136,805	137,542	137,031	136,619
	90,320	76,758	84,071	76,096	75,519	73,444
	131,654	123,537	114,644	102,318	92,017	79,962
	0	0	0	0	0	0
	131,654	123,537	114,644	102,318	92,017	79,962
	363,693	339,405	335,520	315,956	304,567	290,025

第6章 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定 の取組の概要

1. 投資について検討状況等

(1) 広域化・共同化

都道府県において、汚水処理施設の広域化を推進するための目標として、令和 4年度までに広域化・共同化に関する計画を策定することが掲げられました。今 後、県主催の広域化共同化計画検討会議において料金徴収窓口業務や公営企業会 計システムなど広域化に向け、検討していきます。

(2) 民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBO の導入等)

現在、公共下水道施設の維持管理は包括的民間委託により行っています。今後 も民間活用を継続しながら、事業運営の更なる効率化と適正化を図っていきます。 農業集落排水施設においては施設の維持管理業務委託を行っていますが、修繕費 など委託範囲の拡大について検討していきます。

(3) 施設・設備の長寿命化等の投資の平準化

施設や管路の整備はおおむね完了しており、今後、更新事業の増大が予測されます。ストックマネジメント計画に基づき、効率的な更新を行い、投資の平準化を進めていきます。

(4) 施設・設備のダウンサイジング

今後予測される人口減少への適応や施設の更新・維持管理費を削減するため、 公共下水道施設に農業集落排水施設を接続し、施設規模の適正化を検討していき ます。

2. 投資以外の経費についての検討状況

(1) 委託料

業務委託のより効果的な発注方法や委託期間などを検討し、経費削減に取り組みます。

(2) 修繕費

計画的に施設の改築・修繕を実施していくことにより、施設の長寿命化を図りながら経費削減に取り組みます。

(3) 動力費

施設設備の適切な運転管理や電力の使用状況に見合った料金体系への契約変更などを検討していきます。

(4) 職員給与費

企業経営、施設の更新及び危機管理に対処していくため、現状の人員を確保しつつ、適正な体制を検討していきます。

(5) その他の取組

下水道使用料金については過去に改定されたことがないため検討することが重要です。そこで有識者を交えた料金改定検討会議を開催し、使用料の適正化を図ります。

第7章 経営戦略の事後検証・更新等

1. 経営戦略の事後検証

経営戦略の検証については年度毎に評価を実施し、進捗管理を行います。また、経 営戦略については中間期である 5 年を目途に見直しを行います。また、計画に大幅 な変更が生じた場合についても計画の見直しを行います。

2. 計画の推進と点検・進捗管理の方法

計画推進と点検・進捗管理の方法については、図 7-1 に示すとおり、PDCA サイクルを活用しながら施策・目標の達成に向けて運用を行います。

Action【改善】 Action 経営戦略の各種取組項目 Plan【計画】 について無理な内容に Plan 下水道事業経営戦策定 改善 なっていないかなど必要 計画 に応じて見直し改善 Check Check【検証】 経営戦略の各種取組項目 Do【実行】 Do 検証 経営戦略の各種取組項目 について実施・運営され ているか計画と実績を 実行 について実施・運営 比較検証

図 7-1 御前崎市下水道事業経営戦略 PDCA サイクルと概要